

議 案 第 10 号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域及び名称を別紙のとおり変更する。

平成28年6月10日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

秋山土地区画整理事業の施行に伴い、当該事業区域内及び隣接する秋山、高塚新田、紙敷の一部の区域を秋山一丁目、秋山二丁目、秋山三丁目に変更するため。